（認定の失効）

**第十四条**　第九条第三項の認定（第十条第一項の変更の認定を含む。次条において同じ。）は、認定事業者が認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、その効力を失う。

（認定の取消し）

**第十五条**　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第三項の認定を取り消すことができる。

一　認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき。

二　認定計画が第九条第三項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。

三　認定事業者が第十三条の規定による命令に違反したとき。

**第四節**　電気事業者の義務等

附則第二条の前の見出し及び同条から附則第九条までを削る。

附則第十条第一項中「東日本大震災」の下に「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」を加え、「（平成十四年法律第七十一号）」を削り、同条第二項中「第十六条」を「第三十六条」に改め、同条第四項中「第十八条」を「第三十八条」に改め、同条を附則第二条とし、附則第十一条を附則第三条とする。

附則第十二条中「附則第十一条」を「附則第三条」に改め、同条を附則第四条とし、附則第十三条から第十六条までを八条ずつ繰り上げる。

**第三条**　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。

（電気事業法の一部改正）

**第四条**　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条の十六」を「第六十六条の十七」に改める。

第二十三条第一項第一号中「当該業務」の下に「及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務」を加える。

第五章中第六十六条の十六を第六十六条の十七とし、第六十六条の十一から第六十六条の十五までを一条ずつ繰り下げる。

第六十六条の十第一項第三号中「又は第九十九条の十一」を「、第九十九条の十一又は第九十九条の十二」に改め、同項第五号中「第二十八条の四十六第一項」の下に「、第二十八条の四十八」を加え、同項第六号中「又は第二十七条の八第二項」を「、第二十七条の八第二項又は第二十七条の三十一第六項」に改め、同項第九号中「又は第二十一条第二項ただし書」を「、第二十一条第二項ただし書又は第二十八条の四十九第一項」に改め、同条を第六十六条の十一とし、第六十六条の九を第六十六条の十とする。

第六十六条の八第四項中「第六十六条の六第二項」を「第六十六条の六第二項」に改め、同条を第六十六条の九とし、第六十六条の七を第六十六条の八とし、第六十六条の三から第六十六条の六までを一条ずつ繰り下げる。

第六十六条の二の見出し中「及び権限」を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（権限）

**第六十六条の三**　委員会は、この法律、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

**第五条**　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち電気事業法第六十六条の十第一項の改正規定中「第六十六条の十第一項第三号」を「第六十六条の十一第一項第三号」に、「第二十七条の十一の六第二項」を加え」を「第二十七条の十一の六第二項」を加え、同項第四号中「第二十七条の三十一第一項」を「第二十七条の三十一第六項」に改め」に、「同項第九号中「又は」を「同項第六号中「第二十七条の三十一第六項」を「第二十七条の三十第六項」に改め、同項第九号中「」に、「を「、第二十一条第二項ただし書」を「の下に「」に、「又は第二十七条の十一の四第二項ただし書」に改める」を「、第二十七条の十一の四第二項ただし書」を加える」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第六十六条の十二第一項及び第六十六条の十三第一項中「、第五項若しくは第七項又は第百七条第二項、第五項若しくは第七項」を「から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第百七条第二項、第三項、第六項若しくは第八項」に改める。

第三条のうち電気事業法第百七条の改正規定中「第百七条中第十三項を第十四項」を「第百七条第十三項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項」に、「第十二項」を「第九項」に改める。

第三条中電気事業法第百十四条第一項及び第二項の改正規定の次に次のように加える。

第百十四条の二中「、第五項又は第七項」を「から第五項まで、第七項又は第九項」に改める。

第六条中ガス事業法第百二十五条第一項第二号イの改正規定の次に次のように加える。

第百五十六条第一項第八号中「第百七十二条第三項」を「第百七十二条第四項」に改める。

第六条中ガス事業法第百七十二条の改正規定の次に次のように加える。

第百七十四条中「第百七十二条第五項」を「第百七十二条第六項」に改める。

第六条中ガス事業法第百七十七条第一項第五号及び第十号の改正規定の次に次のように加える。

第百七十八条第一項及び第百七十九条第一項中「第百七十一条第一項」の下に「から第三項まで」を、「第百七十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第六条中ガス事業法第百八十九条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第百九十条中「第百七十一条第一項」の下に「から第三項まで」を加える。

附則第七条第一項及び第二項中「第六十六条の十」を「第六十六条の十一」に改める。

附則第三十五条第一項中「附則第一条第三号に掲げる」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）第四条の」に、「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」に改め、同条第二項中「第十四条」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第二十二条」に、「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」に改める。

附則第五十七条第一項中「附則第一条第三号に掲げる」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第四条の」に、「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」に改め、同条第二項中「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十二条から第十九条までの規定　公布の日

二　第一条の規定及び次条の規定　平成二十八年十月一日

三　第三条の規定　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（賦課金に係る特例に関する経過措置）

**第二条**　前条第二号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所に係る同法第十六条第一項の規定により支払を請求することができる賦課金の額については、なお従前の例による。